

社会体育振興事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、スポーツの振興のための事業を行う者に対し、当該事業に関し必要な経費を予算の範囲内で補助金として交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類並びに対象経費及び補助額)

第2 第1に規定する補助金の種類並びに交付の対象となる経費及び補助額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の条件)

第3 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 別表の1から7までの補助金に係る経費は、それぞれ相互に流用しないこと。
- (2) 補助事業の内容の変更（補助金の額に影響を及ぼさない変更若しくは対象経費の20パーセント以内である変更のどちらかに該当する場合を除く。）をしようとするときは、速やかに知事に申請してその承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき又は補助事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難になったときを含む。）は、速やかに知事に申請してその承認を受けること。
- (4) 補助事業に係る帳簿又は証拠書類は、補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。

2 知事は、前項に掲げるもののほか、補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することがある。

(交付申請等)

第4 規則第3条に規定する申請書は、社会体育振興事業補助金交付申請書によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 補助事業に係る収入支出予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、別表の補助金の種類に応じ、知事が別に定める書類

3 前2項の書類の提出期限は、次の各号に定める補助金の種類に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 別表の1及び4の補助金 5月15日
- (2) 別表の3、6及び7の補助金 知事が定める日
- (3) 前2号に掲げる補助金以外の補助金 事業開始前15日

4 補助事業者は、第1項の申請書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和

63 年法律第 108 号) に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。) があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時において補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合にあつては、この限りでない。この場合において、補助事業者は、第 5 第 1 項又は第 2 項の規定による報告をするものとする。

(消費税仕入控除税額の報告)

第 5 第 4 第 4 項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告するものとする。

2 第 4 第 4 項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額 (前項の規定により減額した場合にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額) を消費税仕入控除税額報告書 (様式第 4 号) により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還するものとする。

また、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であつても、その状況等について、規則第 13 条第 1 項の補助事業の額の確定のあった日の翌年 6 月 15 日までに、同様式により知事に報告するものとする。

3 補助事業者は、間接補助事業者から補助金に係る消費税仕入控除税額の返還があつた場合には、速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてその返還額の全部又は一部を返還するものとする。

(変更承認申請等)

第 6 第 3 第 1 項第 2 号又は第 3 号の規定による承認の申請は、次の各号に定める区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとするとき 社会体育振興事業変更承認申請書
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 社会体育振興事業中止 (廃止) 承認申請書
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき 社会体育振興事業完了期限延長承認申請書

2 前項第 1 号の社会体育振興事業変更承認申請書には、変更後の第 4 第 2 項に規定する関係書類 (当該社会体育振興事業変更承認申請書により承認を受けようとする内容の変更に係るものに限る。) を添付するものとする。

3 第 1 項第 3 号の社会体育振興事業完了期限延長承認申請書には、事業が予定の期間内に完了しない理由を説明するために必要な書類、写真その他の参考資料を添付するものとする。

(交付申請の取下げ)

第 7 規則第 7 条第 1 項の規定による申請の取下げは、社会体育振興事業補助金交付申請取

下書を知事に提出して行うものとする。

2 前項の書類の提出期限は、当該補助金の交付決定の通知を受けた日から、別表の1の補助金にあつては30日以内、別表の2から7までの補助金にあつては15日以内とする。

(状況報告)

第8 補助事業者は、知事が指示したときは、社会体育振興事業状況報告書により、補助事業の遂行状況を報告するものとする。

2 前項の社会体育振興事業状況報告書には、事業の遂行状況を説明するために必要な書類、写真その他の参考資料を添付するものとする。

(実績報告等)

第9 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、社会体育振興事業実績報告書によるものとする。

2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業実施報告書

(2) 補助事業に係る収入支出決算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、別表の補助金の種類に応じ、知事が別に定める書類

3 前2項の書類の提出期限は、補助事業の完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する会計年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付請求)

第10 補助事業者が補助金の交付(概算払を含む。)を請求しようとするときは、社会体育振興事業補助金交付(概算払)請求書を知事に提出するものとする。

(財産処分承認申請)

第11 規則第19条第1項に規定する承認申請書は、社会体育振興事業財産処分承認申請書によるものとする。

2 前項の社会体育振興事業財産処分承認申請書には、処分対象財産の現況を示す写真を添付するものとする。

3 規則第19条第1項第2号の規定により知事が指定する機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が単価10万円以上のものとする。

4 規則第19条第2項第2号に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間(同省令に定めのない財産については、知事が定める期間)とする。

(申請書等の様式)

第12 この要綱に規定する申請書等の様式は、別表の補助金の種類に応じ、知事が別に定める。

(補則)

第13 この要綱に定めのあるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、昭和 46 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年度の補助金から適用する。

なお、令和 6 年 4 月 1 日を越え執行する場合、「長野県教育委員会教育長」を「長野県知事」に読み替え執行する。

また、第 6 及び第 11 の規定は、令和 5 年度以前の補助金にも適用する。

(別表) (第 2 関係)

種類	経 費	補助率又は補助額
1 公益財団法人長野県スポーツ協会 運営費等補助金	公益財団法人長野県スポーツ協会（以下「県スポーツ協会」という。）の運営に要する経費	知事が定める額
2 国民スポーツ大会選手団派遣費補助金	県スポーツ協会が国民スポーツ大会へ選手団を派遣するために要する経費	知事が定める額

3 競技力向上事業 補助金	国民スポーツ大会に競技種目を有する競技団体が行う次の事業に要する経費のうち、知事が別に定めるもの (1) 選手強化事業 (2) 指導者養成事業 (3) 審判員養成事業 (4) 競技用具整備事業	知事が定める額
4 馬匹管理費補助金	県スポーツ協会が所有する競技用馬匹の管理に要する経費	知事が定める額
5 冬季競技強化育成推進事業補助金	冬季国際大会経費補助事業 知事が別に定める団体が開催する冬季競技の国際大会（知事が別に定めるものに限る。）の開催に要する経費	3分の2以内
6 マルチサポート事業補助金	国民スポーツ大会に出場する競技団体に対し、県スポーツ協会が医・科学的な支援等を行うために要する経費のうち、知事が別に定めるもの	知事が定める額
7 オリンピアン育成支援事業補助金	知事が別に定める団体が行う次の事業に要する経費のうち、知事が別に定めるもの (1) 選手強化事業 (2) 優秀選手・指導者招へい事業 (3) 国際競技力向上対策事業 (4) マルチサポート事業	知事が定める額